

令和6年度
港北区交通安全シルバーリーダー連絡協議会
総会資料

【添付資料】

- ・港北区交通安全シルバーリーダー連絡協議会規約
- ・令和6年度港北区交通安全シルバーリーダー連絡協議会 役員名簿

【別添資料】

- ・港北区交通安全シルバーリーダー連絡協議会 会員名簿(該当地区)

港北区では、令和5年度も自治会町内会の住民組織や交通安全協会等の交通安全関係団体と警察署・区役所等が連携して、区民総ぐるみで様々な活動を実践してきました。

区内の事故状況をみると、死者数は年間ゼロという大変良い結果となりました。しかし一方、事故件数及び負傷者数は前年と比べ増加し、子どもや高齢者の事故件数も増加しました。また、自転車や二輪車の事故も増加しています。

(6～7ページ参照)

コロナ禍による自粛生活からコロナ前の日常生活に戻ったことも一因となっていると思いますが、今後も交通事故を減らすために、交通安全関係団体及び地域が連携し「交通事故のない安全で快適な街 港北」の実現に向け、事故防止対策を進めていきます。

令和5年度 港北区交通安全宣言

交通事故のない、安全で安心して住むことのできる地域社会を築くことは、すべての港北区民の切実な願いです。

家庭、学校、職場、そして地域全体で交通安全対策を推進し、すべての人が交通事故で悲しみを味わうことのない地域社会を実現するため、いかなる時でも交通マナーの向上に努めるとともに、誰もが事故を起こさない、事故に遭わないように心がけることを宣言します。

- 一、子どもやお年寄り、障がい者を交通事故から守るため、思いやりとゆずりあいの精神で快適な交通社会を築きます。
- 一、子どもが自分自身で交通事故から身を守れるよう、交通ルールの周知を徹底します。
- 一、人の命を脅かす悪質な犯罪である飲酒運転を根絶します。
- 一、車に乗るとき、乗せるときはすべての座席のシートベルトの着用と、チャイルドシートの正しい着用を徹底します。
- 一、被害者にも加害者にもなる自転車の交通ルールを守り、自転車損害賠償責任保険等の加入及び全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の周知啓発を推進します。
- 一、高齢ドライバーによる痛ましい事故を港北区で起こさないためにも、運転免許の自主返納やサポートカーの利用を推進します。

【横浜市交通安全運動実施計画 重点事項】

- 1 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 2 二輪車・自転車の交通事故防止
- 3 高齢者と子どもの交通事故防止
- 4 飲酒運転の根絶

【横浜市交通安全運動実施計画 活動推進】

- 1 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯(ハイビーム)の効果的活用
- 2 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底
- 3 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 5 踏切道における交通事故防止
- 6 暴走族の追放
- 7 障がい者(特に視覚障がい者)の交通事故防止

1 各季の運動・強化月間

(1) 新入学児童・園児を交通事故から守る運動

(期間 4月5日～4月11日)

4月7日、日吉台小学校の児童登校時に、横浜F・マリノスのマリノスケとトリコロールマーメイドの協力のもと、見守り・ひとこえ運動を実施し交通事故防止を呼びかけました。(参加者10名・啓発460名)



(2) 春の全国交通安全運動

(期間 5月11日～5月20日)

交通安全シルバーリーダー連絡協議会会員が参加

5月11日、春の全国交通安全運動の初日に、新横浜駅前にて街頭キャンペーンを実施し、反射材等の啓発物品を配布しながら交通事故防止を呼びかけました。(参加者70名・啓発400名)



(3) 交通事故死ゼロを目指す日 (5月20日・9月30日)

交通安全シルバーリーダー連絡協議会会員が参加

5月15日に予定していた高齢者ウォークラリーは、雨天のため中止し、新羽地域ケアプラザで交通安全講習会を実施しました。(参加者14名)

9月28日、港北区役所から大倉山公園までウォークラリーを実施し、視覚実験など参加体験型交通安全教室を実施しました。(参加者20名)



(4) 九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間
(期間 5月1日～5月31日)

5月11日、春の全国交通安全運動と併せ横浜駅前にて街頭キャンペーンを実施し交通事故防止を呼びかけました。(参加者70名・啓発400名)



(5) 二輪車交通事故防止強化月間・暴走族追放強化月間 (期間 6月1日～6月30日)

6月8日、横浜テクノロジーセンター(綱島アップル研究所)付近にて二輪車のブレーキランプの点灯など簡単な点検を実施したあと、事故防止のチラシを配布しました。

(参加者7名・啓発13名)

8月16日、バイクの日キャンペーンとして新横浜環状2号線沿いで二輪車に対して事故防止の啓発を行いました。(参加者9名・啓発20名)



(6) 夏の交通事故防止運動

(期間 7月11日～7月20日)

交通安全シルバーリーダー連絡協議会会員が参加

7月12日、日吉駅にて、東急電鉄日吉駅職員も参加いただき、日吉駅前商店街側と大学側に別れ、啓発物品を配布し、交通安全の啓発を行いました。(参加者37名・啓発300名)



(7) 秋の全国交通安全運動

(期間 9月21日～9月30日)

交通安全シルバーリーダー連絡協議会会員が参加

9月23日、トレッサ横浜で菊名小学校マーチングバンドの演奏披露と併せ、同バンドを「一日港北警察署交通安全広報隊」と任命し、交通安全宣言を行なった後、児童と関係団体で交通事故防止のチラシ等を配布する啓発活動を行いました。

(参加者50名・啓発400名)

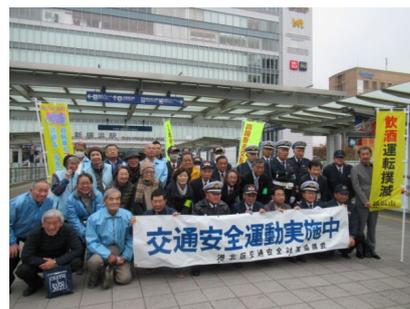


(8) 飲酒運転根絶強化月間（期間 12 月 1 日～12 月 31 日）及び年末の交通事故防止運動（期間 12 月 11 日～12 月 20 日）

交通安全シルバーリーダー連絡協議会会員が参加

12 月 11 日、年末の交通事故防止運動の初日に、新横浜駅前では広報活動及び啓発物品の配布をしました。

（参加者 22 名・啓発 400 名）



2 高齢者の交通安全教育

(1) 交通安全シルバーリーダーの活動

5 月 26 日、港北区役所会議室にて港北区交通安全シルバーリーダー連絡協議会総会を開催し、会員 114 名中 43 名が出席、37 名から委任状を提出いただき、過半数をもって可決されました。



シルバーリーダー総会

(2) シルバードライビングスクール

12 月 11 日に菊名ドライビングスクールにおいて、シルバードライビングスクールを実施しました。65 歳以上の現役ドライバーが参加し、教習所指導員から車の点検要領や高齢運転者の注意点等の指導を受けました。

講習会の最後には修了証を授与し、安全運転を呼びかけました。（参加者 11 名）



シルバードライビングスクール

(3) 交通安全シルバーリーダー養成研修会

道路局主催の養成研修会は、今年度は西公会堂他、三会場で開催され、港北区からは新たに 23 名が参加し研修を修了しました。受講後は、交通安全シルバーリーダー（高齢者交通安全指導者）として登録され、地域の交通安全活動への参加等、御協力をいただきます。



研修会の様子

(4) 交通安全シルバーウォークラリー(再掲)

警察署と交通指導員の協力を得て、交通安全シルバーリーダー連絡協議会や老人クラブ等の会員を中心に、歩行中の安全確認指導及び交通安全の基礎的な知識の確認を行いました。

5 月 15 日 雨天のため新羽地域ケアプラザで交通安全教室（14 名参加）

9 月 28 日 港北区役所から大倉山公園まで(20 名参加)

(5) 「高齢者交通安全の日」(港北警察署主催)

毎月15日の「高齢者交通安全の日」に合わせて、警察署が中心となり、区内の高齢者が多く集う施設等で啓発活動を実施しました。また、高齢者モデル地区(仲手原地区)の高齢者宅の戸別訪問を実施しました。

今年度は、12月18日に太尾防災拠点センターにおいて太尾南町内会の会員を対象に交通安全教室を実施しました。(参加者30名)

3 交通安全諸活動の推進

(1) 港北区 安全・安心のつどい

12月4日、港北公会堂で「港北区安全・安心のつどい」を開催しました。交通安全功労者、ポスターコンクール入賞者、防犯功労者の表彰や講話を行ったほか、マリノスケとマーメイドの協力でトラビックを実施しました。



功労者表彰



ポスターコンクール入賞者表彰

令和5年度港北区交通安全功労者 *敬称略

	氏名	地区名・所属
1	吉田 康	日吉地区連合町内会
2	菱沼 俊弘	綱島地区連合自治会
3	木村 文明	大曽根自治連合会
4	大森 幹雄	樽町連合町内会
5	高見 明彦	菊名地区連合町内会
6	野崎 茂	師岡地区連合町内会
7	木村 光義	城郷地区連合町内会
8	中山 新一	新羽町連合町内会
9	加藤 武	新吉田あすなろ連合町内会
10	寺澤 憲治	高田町連合町内会
11	森 弘幸	交通安全協会



トラビック



交通安全宣言・防犯決意表明

(2) 高齢者向け交通安全教育動画の作成

楽しみながら交通安全を学べる落語による高齢者向けの交通安全教育動画を作成しました。動画は老人クラブや町内会等で、さまざまな機会を活用し交通ルールを再確認できるよう港北区ホームページ及び YouTube で配信しました。

4 その他

港北区交通安全対策協議会は、令和5年中の交通安全対策の推進等により、死亡事故ゼロという大きな成果をあげることができ、神奈川県交通安全対策協議会会長（神奈川県知事 黒岩祐治）から感謝状をいただきました。これも交通安全関係団体並びに地域の皆様の御尽力の賜物です。今後も、交通事故を減らすために御協力をお願い申し上げます。



感謝状

令和5年 各区の事故発生状況

区	発生件数 (単位:件)			死者数 (単位:人)			負傷者数 (単位:人)		
	R5	R4	前年比	R5	R4	前年比	R5	R4	前年比
鶴見	626	669	-43	4	4	0	712	745	-33
神奈川	329	363	-34	2	3	-1	383	400	-17
西	261	255	6	2	3	-1	294	285	9
中	475	384	91	4	1	3	568	432	136
南	391	328	63	1	2	-1	423	361	62
港南	499	477	22	2	2	0	607	585	22
保土ヶ谷	345	454	-109	4	0	4	398	526	-128
旭	482	528	-46	1	2	-1	529	594	-65
磯子	290	311	-21	6	1	5	344	354	-10
金沢	537	506	31	4	2	2	626	574	52
港北	657	512	145	0	2	-2	768	559	209
緑	446	371	75	2	5	-3	500	416	84
青葉	600	543	57	0	1	-1	707	625	82
都筑	421	438	-17	2	4	-2	494	509	-15
戸塚	540	514	26	2	4	-2	624	571	53
栄	171	193	-22	0	0	0	211	238	-27
泉	326	272	54	0	0	0	360	297	63
瀬谷	307	374	-67	4	2	2	361	412	-51
合計	7,703	7,492	211	40	38	2	8,909	8,483	426

令和6年度は、昨年度と同様に「横浜市交通安全運動実施計画」のとおり「安全は心と時間のゆとりから」をスローガンに、以下の事業を実施します。

【重点事項】

- 1 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 2 二輪車・自転車の交通事故防止
- 3 高齢者と子どもの交通事故防止
- 4 飲酒運転の根絶

【活動推進】

- 1 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯(ハイビーム)の効果的活用
- 2 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底
- 3 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 5 踏切道における交通事故防止
- 6 暴走族の追放
- 7 障がい者(特に視覚障がい者)の交通事故防止

死傷者を限りなく「ゼロ」に近づけるため、各関係機関・団体と連携し、「港北区交通安全宣言(案)」を定め、「交通事故のない安全で快適な街 港北」の実現を目指します。

港北区交通安全宣言(案)

交通事故のない、安全で安心して住むことのできる地域社会を築くことは、すべての港北区民の切実な願いです。

家庭、学校、職場、そして地域全体で交通安全対策を推進し、すべての人が交通事故で悲しみを味わうことのない地域社会を実現するため、いかなる時でも交通マナーの向上に努めるとともに、誰もが事故を起こさない、事故に遭わないように心がけることを宣言します。

- 一、 子どもやお年寄り、障がい者を交通事故から守るため、思いやりとゆずりあいの精神で快適な交通社会を築きます。
- 一、 子どもが自分自身で交通事故から身を守れるよう、交通ルールの周知を徹底します。
- 一、 人の命を脅かす悪質な犯罪である飲酒運転を根絶します。
- 一、 車に乗るとき、乗せるときはすべての座席のシートベルトの着用と、チャイルドシートの正しい着用を徹底します。
- 一、 被害者にも加害者にもなる自転車の交通ルールを守り、自転車損害賠償責任保険等の加入及び全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の周知啓発を推進します。
- 一、 高齢ドライバーによる痛ましい事故を港北区で起こさないためにも、運転免許の自主返納やサポートカーの利用を推進します。

【事業計画】

1 各季の運動・強化月間

各季の運動や強化月間の趣旨に合わせたキャンペーンを実施していきます。また、ポスター掲示やチラシの配架、ホームページ及びツイッター等の利用も併せ、周知・啓発の徹底を図ります。

- | | | |
|-----------------------------|----|-----------------|
| (1) 春の全国交通安全運動 | 期間 | 4月 6日～4月 15日 |
| 交通事故死ゼロを目指す日 | | 4月 10日 |
| (2) 九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間 | 期間 | 5月 1日～5月 31日 |
| (3) 二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間 | 期間 | 6月 1日～6月 30日 |
| (4) 夏の交通事故防止運動 | 期間 | 7月 11日～7月 20日 |
| (5) 秋の全国交通安全運動 | 期間 | 9月 21日～9月 30日 |
| 交通事故死ゼロを目指す日 | | 9月 30日 |
| (6) 首都圏放置自転車・クリーンキャンペーン | 期間 | 10月 1日～10月 31日 |
| (7) 飲酒運転根絶強化月間 | 期間 | 12月 1日～12月 31日 |
| (8) 年末の交通事故防止運動 | 期間 | 12月 11日～12月 20日 |

春の全国交通安全運動キャンペーン

4月5日、春の全国交通安全運動に先駆け、新横浜駅前にて街頭キャンペーンを実施し、交通事故防止を呼びかけました。

(参加者55名)



2 高齢者の交通安全教育の実施

(1) 交通安全シルバーリーダーの活動促進、養成

交通安全シルバーリーダー連絡協議会の活動の促進を図るとともに、講話や交通安全啓発のDVD上映などを行います。

⇒横浜市公式チャンネル (You Tube) 「高齢者向け交通安全落語」

(2) 高齢者交通安全教室

交通安全シルバーリーダーや老人クラブの方を中心に、年1回以上の開催を目標に実施します。

(3) 参加体験型交通安全教室の実施

「高齢者ウォークラリー」や「シルバードライビングスクール」などの参加体験型の交通安全教育を採り入れ、交通ルール等の再確認を行います。

高齢者ウォークラリー

4月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」には、新羽駅から新羽丘陵公園まで高齢者ウォークラリーを実施し、交通ルールの再確認をしました。(参加者 17名)



(4) 運転者講習会の開催

ドライバーの交通安全意識の高揚を図ることを目的に開催します。菊名ドライビングスクール及び日吉自動車学校でシルバードライビングスクールを実施し、サポートカーの試乗による交通安全教室も実施します。

(5) 高齢者向け交通安全教育動画の活用

高齢者向けに作成した「交通安全落語動画」を老人クラブや町内会において活用し、交通ルール等の再確認を行います。

3 交通安全諸活動の推進

(1) 港北区 安全・安心のつどいの開催

交通安全運動の活性化と犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するため、「港北区 安全・安心のつどい」を開催し、区民全員一丸となって交通安全を推進していくことを確認します。令和6年度は12月6日に港北公会堂で開催する予定です。

交通安全キャンペーンや「港北区 安全・安心のつどい」などの機会を利用しチラシの配架や配布、のぼり旗の掲出による啓発に努めます。

(2) 運転免許自主返納にむけた啓発活動

東急バスや市営バスの御協力により、自主返納を呼びかける車内アナウンスを実施し、高齢ドライバーはもとより御家族にも啓発します。

また、高齢者の交通事故防止対策の一環として、「対歩行者衝突被害軽減ブレーキ」や「ペダル踏み間違え急発進抑制措置」を搭載するセーフティ・サポートカーについても周知します。

(3) 自転車及び電動キックボード利用者に対するヘルメット着用等の啓発活動

自転車利用者のヘルメット着用や夜間のライト点灯、飲酒運転の禁止等、新自転車安全利用五則の啓発を、様々なイベントの機会を利用し広く周知を行います。

また、「特定小型原動機付自転車」に分類される電動キックボードの利用についての正しい交通ルールやマナーを、引き続き啓発していきます。

(4) 区内企業のイベントと連携した交通安全啓発の実施 <新規>

区内企業が実施する人が大勢集まるイベントの機会を利用し、交通安全教室や動画の上映等、交通安全啓発を実施します。

港北区交通安全シルバーリーダー連絡協議会 規約

(名 称)

第1条 本協議会は、港北区交通安全シルバーリーダー連絡協議会と称する。

(目 的)

第2条 本協議会は、交通事故がない社会を理想として、区内在住高齢者の自主的な交通安全活動の実践を促進し、高齢者の交通安全意識を高揚することにより、交通事故の防止を図ることを目的とする。

(活 動)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 老人クラブ等における交通安全に関する広報、啓発活動
- (2) 市、区等の交通安全活動への参加、協力

(構 成)

第4条 本協議会は、横浜市等が行う交通安全シルバーリーダー研修会を受講し、終了した者(高齢者交通安全指導者、通称「交通安全シルバーリーダー」)などで構成される。

(役 員)

第5条 本協議会に次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 3名以内
- 理 事 若干名

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し会務を統括する。また、会議の開催に当たっては議長の職を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、第11条の事項を審議する。

(役員を選出)

第7条 会長、副会長及び理事は総会で選出する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠により就任した者の仕事は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第9条 本協議会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第10条 総会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 総会は次の案件を審議する。

- (1) 規約の改正
 - (2) 事業報告及び計画
 - (3) その他総会の議決を要する事項
- (理事会)

第11条 理事会は、第5条で定めた役員をもって構成し、会長が必要と認めたとき開催する。

2 理事会は、次の案件を審議する。

- (1) 総会で審議する事項
 - (2) 総会の議決により委任された事項
 - (3) 本協議会の運営に必要な事項
 - (4) その他、会長が必要と認めた事項
- (事務局)

第12条 本協議会の事務局は、港北区役所地域振興課に置く。

(補則)

第13条 この規約に定めるものの外、必要な事項は会長が定める。

付則

この規約は、昭和63年2月29日から施行する。

付則

この規約は、平成5年7月1日から施行する